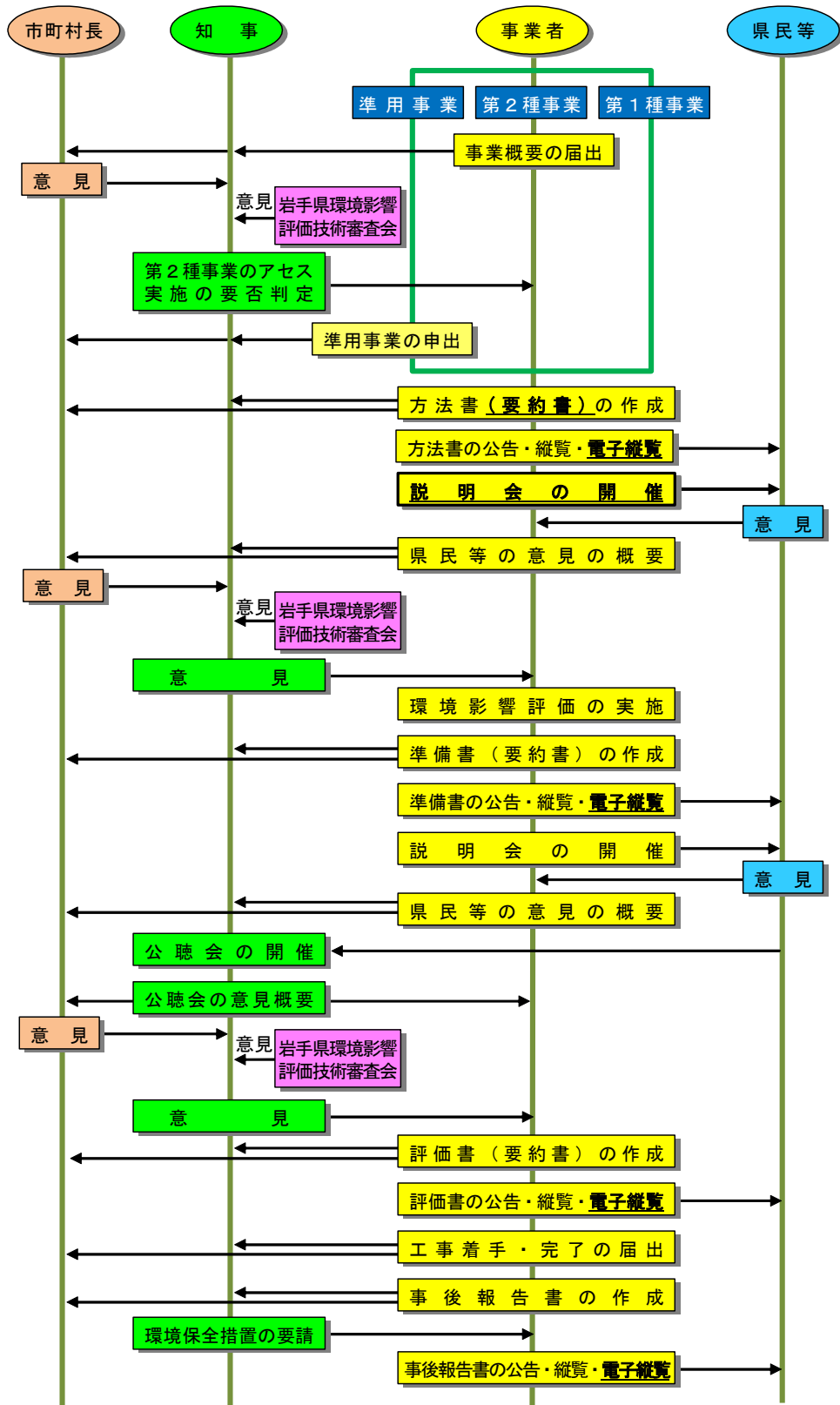


# 岩手県環境影響評価条例に基づく手続



※下線部は今回改正した部分

- ・ 第1種事業：必ず環境影響評価を実施しなければならない事業
- ・ 第2種事業：環境影響評価の実施の要否を知事が判定する事業
- ・ 準用事業：第1種事業及び第2種事業に満たない規模の事業であって、事業者の申し出により環境影響評価を実施する事業